居宅介護支援事業所勤医協

重 要 事 項 説 明 書

令和 8年 6月 1日作成

1 ．事業所の概要

事業所の名称	居宅介護支援事業所勤医協
事業所の所在地	北見市常盤町5丁目9番地5
事業所の連絡先	0157－26－0020
事業者指定番号	0115012064
管理者	堀畑　美栄
サービス提供地域	北見市（常呂、留辺藥を除く）

2 ．事業所の職員体制

職員体制	従事する業務
管理者　1名（主任介護支援専門員を兼務）	従業者の管理および利用の申し込みに係る調整
主任介護支援専門員　1名（管理者を兼務）	
介護支援専門員　3名以上	居宅（介護予防）サービス計画の作成およびサービス事業者との調整。委託を受けた介護認定調査

3 ．営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとします。 ただし、祝日と12月30日から1月3日までは休業とします。
営業時間	平日は午前9時から午後5時まで。土曜日は午前9時から12時30分まで。（24時間の連絡体制は確保しています）

4 ．サービス利用料および利用者負担

（1）利用料につきましては、厚生労働大臣の定める基準による金額となります。ただし、要介護度認定を受けられた場合には、介護保険制度から全額給付されますので、利用料金は発生しません。

（2）保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、厚生労働大臣の定める基準による金額をお支払い頂きます。その場合、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を市等の担当窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

（3）介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問する必要があるときは、その旅費（実費）の支払いが必要になる場合があります。なお、自動車を使用した場合の交通費（実施地域を超えた時に限る）は、1キロあたり30円を徴収します。費用の支払を受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支出に同意する旨の文書に署名を受けることとします。

5 ．事業所の目的および方針

事業の目的	介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等の方々へ、適正な居宅介護支援（介護予防支援）を提供します。
事業の方針	要介護状態または要支援状態になられた利用者の方が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮し、利用者の方の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、総合的かつ効果的にサービスが提供されるよう、公正・中立に支援を行ないます。

6 ．居宅介護支援・介護予防支援の提供方法と内容

(1)相談体制

事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応します。

(2)課題分析票の種類

利用者に対する居宅(介護予防)サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については厚労省の課題分析標準項目と課題分析シートを使うものとします。

(3)居宅(介護予防)サービス計画の作成

(4)指定居宅サービス事業所(介護予防支援事業所)について

利用者は、居宅(介護予防)サービス計画原案に位置づける居宅サービス事業所の紹介を複数求めること、及び居宅(介護予防)サービス計画に位置づけられた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。集合住宅等の場合においても、利用者の意思に反して同一建物の居宅(介護予防)サービス事業所のみを位置づけることはしません。

(5)サービス担当者会議

居宅(介護予防)サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅(介護予防)サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を利用者宅において開催します。

(6)居宅訪問

居宅(介護予防)サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行います。また、当該計画作成後においても、居宅(介護予防)サービス計画の実施状況等を把握し、居宅(介護予防)サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう少なくとも月1回訪問し、支援を行います。

(7)その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行ないます。

7．医療機関、介護・福祉サービス等との連携

(1)入院時における医療機関との連携を促進するため、入院時の際には介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するようお願いします。

(2)利用者が医療系サービスの利用を希望する場合は、主治医等の意見を求めます。主治医等に対しては介護サービス計画を交付します。また、介護支援専門員が把握した利用者の療養上必要な情報等について主治医等に伝達します。

(3)地域包括支援センター、障がい福祉制度の特定相談支援事業者等、介護・福祉サービス等との連携に努めます。

8．衛生管理及び感染症、まん延防止等への対応

(1)事業所の設備、備品等を清潔に保持し、衛生管理に努めます。

(2)従事者の健康状態を把握し、定期健康診断などの必要な管理を行います。

(3)感染対策委員会を設置し、感染症拡大防止、感染予防について取り組みます。

(4)感染症等が発生した場合であっても、事業継続計画に沿った対応ができるよう研修及び訓練を行います。

9．高齢者の人権擁護や虐待防止等について

(1)虐待防止対策委員会を開催し、その結果を従業者に周知徹底します。

(2)虐待の未然防止、早期発見、虐待等への適切な対応等を定めた指針を整備します。

(3)高齢者の人権擁護、虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等を図るため、毎年1回以上、虐待防止のための研修を行います。

(4)上記を推進するための担当　：　管理者　堀畑美栄

10．非常災害対策について

(1)非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画、及び事業継続計画に基づき、非常災害対策を行います。

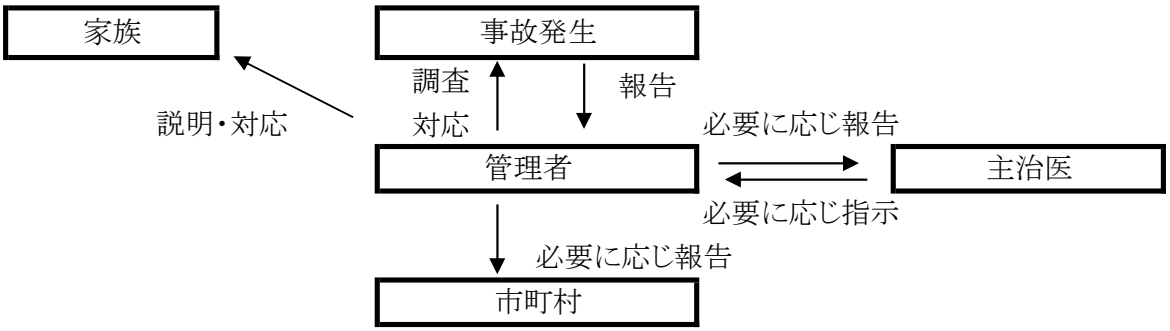
(2)事業継続計画に沿った研修及び訓練を行います。

11．緊急時・事故発生時の対応について

(1)サービス提供中の事故や利用者の体調が急変した場合などについては、下記に定めたところに連絡することとします。

(2)事業所の責めに帰すべき事故については、速やかに損害賠償を行います。

管理医療機関等	医療機関名(医師名):: 連絡先・連絡方法::
家族等緊急時連絡先	家族氏名(続柄):: 連絡先・連絡方法::



12．相談・苦情等に対する体制と手順

(1)サービス等に関する相談や苦情等に対する窓口は下記の通りです。

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間　月～土曜日　午前9時～午後5時 ただし、日曜、12月30日～1月3日を除く 担当者名　管理者(苦情・相談員)　堀畑　美栄 ご利用方法　電話　0157－26－0020 面接　居宅介護支援事業所勤医協 住所　北見市常盤町5丁目9番地5
北見市役所 保健福祉部　介護福祉課	ご利用時間　平日　午前8時45分～午後5時30分 ご利用方法　電話　0157－25－1144 面接　北見市役所　保健福祉部　介護福祉課
北見市端野総合支所 保健福祉課　地域福祉係	ご利用時間　平日　午前8時45分～午後5時30分 ご利用方法　電話　0157－56－2117 面接　端野総合支所　保健福祉課　地域福祉係
国民健康保険団体連合会	ご利用時間　平日　午前9時～午後5時 ご利用方法　電話　011－231－5161

(2)苦情処理の体制および手順について

①苦情が寄せられた場合には、ただちに訪問するなどして詳しく状況を把握し、関係する職員、サービス事業所からの聞き取りを行う等します。

②苦情等については、事業所として検討し対応します。

③寄せられた苦情の内容および対応の経過等を記録し、再発防止に役立てるようにします。

13．利用者の秘密保持・個人情報の取り扱いについて

(1) 当事業所では、個人情報の利用目的及び管理について別紙に定め、個人情報の取り扱いを厳

重に行っています。

(2)業務上知り得た利用者の及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合をのぞいて、 第三者に漏らすことはありません。

(3)当事業所では、居宅サービス計画にそって、ご利用者へのサービスが円滑に効果的に提供されるために実施される、サービス担当者会議等、介護支援専門員とサービス事業者あるいは主治医等との連絡・調整、学生実習及び職員の学術研究において必要とされる場合、居宅サービス計画の内容について、関係する行政機関および行政から委託を受けた機関より報告や情報供を求められた場合に、利用者およびご家族の個人情報を使用することがあります。使用するにあたっての条件は、次のとおりです。

①個人情報の提供は、必要最小限とし提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意をはらいます。

②情報を使用する場合には、会議名、参加者名、内容等について、記録し保管することとします。

③学術研究・調査活動により個人の情報が特定される場合については事前に説明し、同意を得た上で使用します。

14．サービス利用にあたっての禁止行為

職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為、及びパワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止しています。これらの行為が認められた場合、サービスの中断や契約解除の対象となります。より良い信頼関係が構築できるよう、ご協力ください。

15．事業主体の概要

名称・法人種別	医療法人　オホーツク勤労者医療協会
代表者名	理事長　　菊地　憲孝
所在地、電話	北見市常盤町5丁目7番地5　　0157－26－1300

以　上

年　　月　　日

当事業者は、居宅介護支援(介護予防支援)契約の締結にあたり、利用者の方または代理の方へ重要事項を説明しました。

＜事業者＞ 所在地　　北見市常盤町5丁目9番地5

事業者名　　居宅介護支援事業所勤医協

説明者　　印

居宅介護支援(介護予防支援)契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意しました。

＜利用者＞ 住　所

氏　名　　印

＜利用者の代理の方＞

住　所

氏　名　　印